

## 重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・  
短期利用型サービス

### 1 事業者概要

- 1) 法人名 社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
- 2) 法人所在地 山口県山口市緑町2番11号
- 3) 電話番号 083-924-6338
- 4) 代表者氏名 支部長 津江 和成

### 2 事業所の概要

- 1) 事業所の種類 認知症対応型共同生活介護事業所  
山口市 70300909 号

- 2) 事業所の目的

利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って適切な介護サービスを提供することを目的とする。

- 3) 運営方針

認知症の状態にあり介護を要する利用者に対して、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活上における援助等を行うことにより、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るように支援することを目的とする。また、共同生活住居において家庭的な環境のもとで入浴・食事・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び、機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

サービスの提供にあたっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をせず、自ら提供するサービスの質の評価を行いその改善を図ります。また、運営推進会議を設置し、活動状況を報告して評価を受けるとともに、その公表および改善を図ります。

空室を利用して、あらかじめ30日以内の利用期間を定めての短期間利用により、認知症の症状や進行の緩和、介護負担の軽減等を図ります。

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

指定認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。

- 4) 事業所の名称 済生会山口地域ケアセンター グループホームあさくら
- 5) 所在地 山口県山口市朝倉町4番55-6号
- 6) 電話番号 083-933-0030
- 7) 施設長名 河村 靖則

8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜～金曜 8時30分～17時15分

9) 利用定員 9人(入所) その内、短期利用は空室を利用

10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。利用される居室は全室一人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	9室	フローリング(畳敷き可能)
食堂兼談話室	1室	
談話室	1室	畳部屋
浴室	1室	一般浴室・脱衣室
便所	1室	各室にも設置(9室)

\* 上記は、厚生労働省が定める基準により、認知症対応型共同生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

\* 居室の変更：ご利用者から変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご家族と協議のうえで決定するものとします。

\* 居室に関する特記事項：

洗面台：施設内3カ所に設置しております

寝 台：ご希望の方にご準備します

収 納：各居室に押入を設置しております

冷暖房設備：各居室に設置しております

ナースコール：ご希望の場合にご準備します

3 当事業所の職員体制

<主な職員の配置状況>

職種	人数	職務内容
施設長	1名	在宅複合型施設やすらぎとの兼務 事務所の管理及び業務の管理を統括する
管理者	1名	グループホーム内での兼務 事務所従業員の管理及び業務の管理を一元的 に行う
計画作成担当者	1名	グループホーム内での兼務 利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計 画の作成等を行う
介護職員	9名	常勤5名・病院ディケアとの兼務1名・非常勤 3名 介護従事者は、認知症共同生活介護の提供にあ たる
看護職員	名	やすらぎ訪問看護ステーションと医療連携に より配置 利用者の健康状態の把握、及び必要な処置を行 う
管理栄養士	1名	在宅複合型施設やすらぎとの兼務 必要に応じて利用者の栄養改善に関わる相 談・援助を行う

事務員	1名	在宅複合型施設やすらぎと兼務で事務を行う
-----	----	----------------------

<介護職員の勤務体制>

勤務態勢	勤務時間	職員数
日勤	8:30～17:15 8:30～16:30	1名以上
早出	8:00～16:45 8:00～16:00	1名
遅出	10:45～19:30 11:30～19:30	1名
夜勤	16:00～9:30	1名

4 当事業所が提供するサービスと利用料

<提供するサービスについて>

- ・利用料金が介護保険から給付されるサービス
- ・全額自己負担していただくサービス（別記）

1) 介護保険給付対象サービス

種 類	内 容
①食事	利用者と職員との共同調理 (ただし、材料費部分は別途いただきます)
②入浴	毎日の入浴が可能です
③排泄	利用者の能力に合わせた排泄援助
④機能訓練	利用者の状況、希望に応じての日常生活上 必要な機能の回復、減退予防訓練
⑤自立への支援	清潔、整容、更衣、離床への配慮等

<サービス利用料金>

利用料金は要介護度に応じて決まっています。合計単位数に地域区分別単価 10 円（その他）を乗じ、介護負担割合証に記載の負担割合（1割もしくは3割）に応じてお支払いいただきます。

1割負担の場合

	要支 援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 認知症対応型共同生活介護費 (I)	<u>761</u> 単位	<u>765</u> 単位	<u>801</u> 単位	<u>824</u> 単位	<u>841</u> 単位	<u>859</u> 単位
2 短期利用型の場合(I)	<u>789</u> 単位	<u>793</u> 単位	<u>829</u> 単位	<u>854</u> 単位	<u>870</u> 単位	<u>887</u> 単位

【初期加算】

入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として一日30単位が加算されます。また、30日を超える病院又は診療所への入院の後に再び入居した場合も、同様に初期加算として加算されます。

【認知症専門ケア 加算I】

認知症介護に関わる専門研修を受けている職員を中心に、定期的に技術指導を兼ねた会議を開催していることに伴い、自立度Ⅲ以上の重度の方に関しては1日3単位を加算

しています。

#### 【サービス体制強化加算Ⅰ】

当施設は介護職員の中で国家資格である介護福祉士の含まれている割合が70%以上を占めていますので、サービス体制強化加算Ⅰの対象となります。この加算料金は、1日22単位を算定しています。

#### 【若年性認知症利用者受入加算】

65歳未満の若年性認知症利用者受入加算の入居者に対して、利用者ごとに個別の担当を決めて対応します。この加算料金は、1日120単位を加算しています。

#### 【生活機能向上連携加算Ⅱ】

リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同に行い、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成いたします。この加算料金は、1月200単位を加算しています。

#### 【入院時費用】

入居者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合には、入居者が病院又は診療所への入院を要した場合に、1月に6日を限度として算定されます（1日246単位）。

#### 【退所時情報提供加算（Ⅱ）】

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定します（250単位/回）。

#### 【科学的介護推進体制加算】

当グループホームは、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出しており、さらに必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用しています。この加算料金は1ヶ月40単位を算定しています。

#### 【協力医療機関連携加算】

当グループホームの協力医療機関は①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しています。②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保しています。③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保しています。以上の要件を満たしており、協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催しています。この加算料金は、1ヶ月100単位を算定しています。

#### 【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ】

当グループホームは、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応しています。また、診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加しています。この加算料金は1ヶ月10単位を算定しています。

#### 【高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ】

当グループホームは、診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けており、1ヶ月5単位を算定しています。

#### 【新興感染症等施設療養費】

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定しています。

### 5 重度化した場合の対応に関わる指針

#### 【看取り介護】

当グループホームでは、系列病院である済生会湯田温泉病院や済生会山口総合病院、やすらぎ訪問看護ステーションとの連携を密に行っています。それにより、体調変化時にスムーズに医療が受けられるとともに、入居者の重度化に伴い、終末期のケアが必要になった場合でも希望される方には看取りのケアを行います。

#### 1) 看取りのケアの具体的支援内容

(1) 身体状況の変化の把握

(2) 各職種の参加によるカンファレンスを開催して、介護・看護について計画書の変更を行います。

(3) 主治医より病状説明を行い、今後の治療方針と希望する終末期への支援を行います。

\* 医療機関への入院を希望された場合は、入院に向けた支援を行います。

(4) ご本人とご家族の意向を踏まえ、終末期に向けて身体的ケア（医療とグループホームの連携体制・栄養と水分量の確保・清潔・排泄等）、精神的ケア（痛みや苦痛を緩和するケア・コミュニケーション・環境整備等）に配慮したケアプランを作成します。

\* 医療について、ご本人に苦痛の伴う積極的医療は行わず、最後に到るまで安心できる看取りのケアを行います。

\* 宿泊や付き添いに関して等、ご家族への支援も行います。

(5) 看取りのケアの実施に当たっては、変化する状態に応じた介護・看護についての計画書の修正と変更を行い、ご家族・ご本人へ説明と同意を得ます。

(6) 臨終時と死後の対応について、ご相談しながら支援します。

#### 2) 看取りのケア開始時期について

看取りのケア開始は、医師が医学的に回復の見込みがないと判断し、ご家族・ご

利用者に病状説明および医学的な判断内容について説明を行い、ご利用者もしくはご利用者の意思を代弁できる方が終末期を当グループホームで過ごすことの同意を受けて実施するものです。

3) 施設における医療連携体制について

24時間、訪問看護師、済生会湯田温泉病院との連携体制を整備しています。急病の場合は、訪問看護師に連絡するとともに、湯田温泉病院の当直医に連絡を取るなどして、健康管理に万全を期しています。

4) 全職員が、看取りのケアに関する共通認識を持ち、必要な研修を実施します。

5) 入院期間中における住居費、食材料費の取り扱いについて

(1)住居費

住居確保（在籍）期間中は日割り計算をします。なお、住居確保の期間につきましては、「契約書」第12条 四に準じます。

(2)食材料費

入院期間中は原則としていたしません。

6) 管理者を責任者とし、夜間および緊急時連絡相談の対応を行います。

【看取り介護加算】

上記指針に沿って必要な援助を行い、亡くなられた場合には、死亡当日は1280単位、前日及び前々日は680単位、死亡前4日以上からは30日までを限度として1日144単位、死亡日以前31日以上から45日までを限度として1日72単位を死亡月に加算させていただきます。

【医療連携体制 I】

上記看取りのケアと連動して、やすらぎ訪問看護ステーションと契約して定期的な訪問看護を受け入れ、さらに1日24時間看護師との連携体制を整備していることに伴い、一日当たり、37単位が加算されます。

6 介護保険の給付対象とならないサービス

1)住居費：一月につき45,000円（ただし、退所の場合は日割り計算します）

短期利用の場合、1日につき1,840円

2)食材料費：一日につき1,500円（おやつ代含む）

ただし、入院（外泊）期間中は原則としていたしません。

短期利用の場合、朝食：380円、昼食：620円、夕食：620円

3)水光熱費①共用部分の水光熱費については、全額の1割は施設負担とし、残りの9割部分については、ご利用者の人数で按分した料金をご負担していただきます。

②個室電気代については、各室に設置された電気メーターの数値（使用された電気量）によって個別に実費負担していただきます。

③退所された場合の水光熱費について。退居日が月の15日を過ぎた場合は、電気代は10,175円、水道代は3,000円をいただきます。また、月の15日以前に退去された場合は、電気代は5,088円、水道代が1,500円いただきます。

4)日用品費等：実費

5)理髪・美容：ご希望により理美容室に職員が同行し理髪・洗髪等のサービスをご利用いただけます 利用料金：実費

- 6)おむつ代：実費
- 7)レクリエーション・各種活動経費等：材料代等の実費
- 8)その他必要となる諸経費実費：医療費・電話代等

## 7 サービス利用料金のお支払い方法

前期 1) 2)の料金を合わせて、翌月 15 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし・窓口での現金支払い

## 8 苦情申立窓口

ご利用ご相談窓口 苦情相談窓口	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 電話 083-924-6614 苦情解決責任者 所長 中村洋 苦情・相談窓口 担当 河村靖則
済生会第三者委員	金子 ふさえ 083-924-9498 松永 俊夫 083-928-3141
山口市役所介護保険課 山口市亀山2-1	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 083-934-2795
山口県国民健康保険 団体連合会 山口市朝田1980-7	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 ご利用方法 電話 083-995-1010

※苦情があった場合は、直ちに管理者から対象者の方へ連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当者からも事情を聞いて事実確認をします。その上で、管理者(並び施設長)が必要であると判断した場合は、会議を行い検討した上で早急に(原則翌日位までに)具体的な対応・処理を行います。

## 9 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。		
協力医療機関	済生会湯田温泉病院	山口市朝倉町4番55号 電話 083-932-3311
	済生会山口総合病院	山口市緑町2番11号 電話 083-922-2430
連携訪問看護 ステーション	在宅複合型施設やすらぎ 訪問看護ステーション	山口市朝倉町4番55-6号 電話 083-924-6613

## 10 身体拘束に関すること

「切迫性、非代替性、一時性」の3つの要件を満たす場合は、済生会山口地域ケアセンターとして身体拘束委員会を開催した上で検討し、必要性があればご家族にご了解を得た上で拘束を開始し、逐次観察して記録をとります。拘束要件を満たさなくなれば、速やかに拘束を解除します。また、身体拘束に関わる記録は

完結日から2年間保存いたします。

### 1 1 施設を退所していただく場合

<施設から退所をお願いする主な場合>

- 1) 心身の状況等について不実の告知、またはこれを告げず契約を継続し難い事態が生じた場合
- 2) サービス利用料金の支払が3ヵ月以上遅延した場合
- 3) 他の利用者の生命、身体、財産等を傷つけたり、不信行為を行ったりして、利用継続をし難い事態が生じた場合
- 4) 要介護度が「自立（非該当）」または「要支援1」と判断された場合
- 5) 他の介護保険施設に入所される場合
- 6) 入院の必要が生じた場合（「契約書」第12条 四 参照）

<居室の整理について>

施設を退去される際、居室をもと通りきれいにしていただくことになっています。壊れたものは修理し、清掃をしていただきますが、その他、壁紙の張り替え、畳の表替え等行っていただくこととなります。

### 1 2 事故発生時の対応

利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

風水害、地震、火災等の非常災害が発生した場合、従業者は通報、避難、誘導等の際は、利用者の心身の状況等を踏まえて迅速かつ適切に対応します。このため定期的に消火訓練及び、通報、避難、誘導等の訓練を実施します。また、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、非常災害に関する契約や通報・連絡体制について定期的に従事者に周知することとします。

### 1 3 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実地状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する結果の開示り組みの状況	実施日	令和2年10月15日
	結果の開示	あり
第三者による評価の実地状況	実施日	令和5年10月25日
	評価機関	運営推進会議にて評価
	結果の開示	あり

#### 1.4 虐待防止に関すること

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものといたします。

#### 1.5 地域との連携

事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。

提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に対して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力します。

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表します。

#### 1.6 業務継続計画の策定について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1.7 その他運営に関する重要事項について

当事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、介護事業者等の質的向上を図るための機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

当事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必

要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。